



## 第 I 編 建築構造関連法令の要点

### 1. 構造計算の流れと法令の関係

#### 1-1 建築基準法（構造関連）構成概要（上記のスライド番号 3）

【修正内容】「19 国交告第 593 号」の位置

- ・ 告示第 592 号は、法第 20 条第二号イおよび第三号イの規定に基づき、構造計算において採用すべき解析法や算定式等に関する原則について定めたものです。
- ・ しかし、告示第 593 号は、法第 20 条第二号にかかると令第 36 条の 2 第五号に基づくものであるため、「19 国交告第 593 号」の位置を「総則 - 令 36 条の 2：法第 20 条第二号対象指定」の右側に移動しました。

#### 1-4 エキスパンションジョイントを解して接続する建物（スライド番号 8）

【修正内容】全体の合計面積が 4 号対象規模を上回る場合のコメント

(誤)      少なくとも一の建築物の部分について令 81 条第 2 項第 1 号イ又はロに定める許容応力度等計算を実施



(正)      上記告示の適用メリットは無い  
それぞれを 3 号建築として許容応力度計算